

平成 23 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

1 日 時 11月24日(木) 午後2時30分から午後4時55分まで

2 場 所 新城市市民体育館 第2会議室

3 出席委員

川口保子委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
篠津順子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
村田道博教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
請井浩二文化課長
加藤貞享文化課参事
夏目昌宏スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案

第13号議案 新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の制定に
ついて

第14号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱に
ついて

日程第4 協議・報告事項

(1) 山吉田地区新設小学校の学校名について

(2) 教科用図書採択地区の見直し希望の扱いについて

(3) 12月補正予算「新城地域文化広場受変電設備改修工事費の繰越明許費」
について

(4) 12月議会案「新城市生涯学習センターちさと館の指定管理者の指定」
について

- (5) 12月議会案「新城市青年の家の指定管理者の指定」について
- (6) 12月議会案「新城地域文化広場の指定管理者の指定」について
- (7) 12月議会案「新城市桜淵いこいの広場の指定管理者の指定」について
- (8) 平成24年成人式について
- (9) その他

日程第5 その他

- (1) その他について

委員長

それでは、平成23年11月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので10月の定例会のご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

教育長

足元がなんとなくひんやりします。あと一週間で師走というときを迎えました。

昨日、鳳来寺まつりがありました。天気もなんとか2時までもって、人出は晴れの日よりは少なかったですが、まずまずのうちに終了することができました。博物館も去年よりは少ないですが大勢の人が入ってくれました。

11月の学校関係では、2日の「音楽を楽しむ会」が庭野小学校伝統の歌の指導について発表が行われました。

15日には、作手中学校で中高連携教育についての研究発表が行われました。各授業に全ての作手校舎の高校の先生が入っていただきまして、中学校の先生と共に授業を展開しておりました。子ども達も高校の専門の知識に対する知的好奇心がくすぐられ授業に集中して取り組んでいたのではないかと思います。また、パネルディスカッションでは、菅沼委員さん、学校教育課長さんが入りまして、中高連携あるいは地元との関わりについて協議をしていただきました。

人事の季節になってきました。5回に渡ります校長人事面談を今日まで行ってきています。各校の来年度に対する教育方針あるいはそのために必要な人材人事等について校長意見を聞いてきました。

社会教育関係では、3日に商工会の青年部が計画して鳳来ふれあいパークで第2回のスマイルフェスティバルが開催されました。去年と比べて非常に多い人出でした。その原因は、子ども達のキッズダンスが盛んで1人の子どもが出て来ると応援に多くの家族が出て非常に賑わっていました。

5日に、文化協会創立50周年記念式典が行われ、一つの節目を迎えました。各団体とも力を入れて展示等を行っており、式典においても合併して新たな文化協会としての心意気を感じることができました。

同じく5日に、日本民俗芸能学会大会が日本の民俗伝承等、お祭り等に関わる方が観光ホテルに集まり大会を開きました。その中の中心のテーマは、早川孝太郎で、地元ではあまり評価されていないのですが、民俗学会では、柳田国男、折口信夫等と並ぶ人物、研究者として大変に評価されておりました。花まつり等あるいは新城の自然等に関わる著作について、さまざまな角度からいろんな批評が加えられており、大変な成果であるというように、話し合われておりました。地元でも早川孝太郎さんについていっそう光を当てていく必要があると感じました。

雨にたたられた行事もいくつかありました。新城子どもチャレンジまつりは、子ども会が青年の家に集まって体育館の中で行いました。

19日の中学校の駅伝大会はかわいそうでした。どしゃ降りの雨、ぬかるみ、走路が川のように流れる中を子ども達が必死になって走っていました。優勝校をみますと去年と変わらずで、やはり鍛え抜かれているなど感じました。陸上や駅伝では天気は関係ないわけですので、雨が降っても普段の力が発揮できるということではないかと感じました。いずれにしても競技場のタータン化を実現させたいと思います。新東名や三遠南信の開通によって名古屋からすごく近くなり、瑞穂グラウンドでやるよりいいんじゃないかというぐらいの位置ですので、県に働きかけをしてなんとか実現できるといいなあと感じました。

作手校舎の文化祭、301が通行止めであったために賑わいはちょっと少なめでしたが、高校の伝統を受け継いでPTAや地域の方々が総出で、高校生も自分達で作ったお米や野菜を販売しておりました。県教委も校舎に1億8,000万円を掛けて耐震補強工事を行っておりますので、なんとか存続できる方向を築いていくことが大事な課題ではないかと思っています。

20日に新城歌舞伎が行われました。今年の大きな傾向としては、若い人達の演題を二つ設けたということで、「若鮎」「ささゆり」で子ども歌舞伎出身の人が行いました。高校以上になると二枚目の役をじゅうにぶんにこなしていました。

ちなみに、開成小学校では、今度の学芸会で2年生が白波五人男を歌舞伎でやります。どんな演技を行うか楽しみです。

26日は八名小学校開校50周年記念式典が開催されました。

委員長

ありがとうございました。それではご意見ご質問がありましたらお願いします。それでは質問もないようですので次に進みます。

日程第3 議案

第13号議案 新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の制定について

委員長

日程第3、議案、第13号議案、新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の制定について説明をお願いします。

スポーツ課長

これにつきましては、先月の教育委員会議で事前にお知らせしたところです。その後、見直しをいたしまして、今日、お配りしてあるものが最終案ということでお願いします。

加除、修正したところは、第3条の第5項で、運営委員会の代表者による連絡会議というところがありますが、前回の資料には「代表者」という言葉が入っておりませんでした。全体会を開催するとなりますと相当な人数になるということで、現実実施要綱でも代表者にとにかくかたちがありますので、代表者を加えました。

次に、第7条の第3項でございますが、条末を「交付を受けるものとする」に修正をしました。第7条の第5項ですが、分かり易いように文頭に「利用者は」を加えました。

それから、第10条でございますが、前回は、第2項がありませんでしたが第2項を設けまして、「利用者は、災害、警報等緊急やむを得ない理由が生じた場合は、利用を中止しなければならない」としました。学校施設は、台風などの災害時には避難所になるところもあるためそれに備えて付け加えました。様式第3の許可条件の1号ですが、規則の中では、「管理指導者」という言い方をしておりますので、「管理人の指示に従うこと」とあったのを「管理指導者の指示に従うこと」に改め、12号では、「暴風雨警報が発令されたときは利用を中止しなければならない」と載っておりますが、本文第10条第2項を設けましたので、利用許可書からは除きました。なお、暴風雨警報という言い方は現在使われておりませんので本文に入れました。

次に、第13条を追加しました。スポーツ開放施設の管理責任ということですが、別に、学校管理規則があり、5条で管理責任の関係を謳っております、校長に施設の管理の責任があるとなっております。学校開放は本来の学校施設の管理とは別ものということで教育委員会に管理責任が帰属するというものとしてしました。

第14条、第15条につきましては、本文は変わっておりませんが第13条を追加しましたので条数を繰り下げました。また、第14条の「事務を委託する」を「事務の一部を委託する」に改めました。

この他につきましては、前の資料と同様であり、現実実施要綱と同様です。前にお伝えしてありますが、第7条の利用許可について、今回、使用料条例を設けたことによる事務手続き手順等について記載しております。第8条につきましては、減免の関係で基本は、市、教育委員会が主催、共催するようなものについては減免を認めますが、

それ以外については、使用料をいただくということです。

前回、会議の中で質問のありました、事故等のあったときの賠償関係ですが、施設の管理瑕疵が原因で発生した事故の場合には、学校災害賠償補償保険の適用になります。市とか教育委員会の主催等ではなく、また、施設の管理瑕疵が原因ではなく、スポーツをしていて怪我をした場合は、本人責任ということで今と変わりません。

もう1点、委員さんから言われておりました、使用料の納付窓口ですが、スポーツ課は当然行います。ほかに教育委員会には、出先の施設がありますので、鳳来地区につきましては長篠城址史跡保存館を窓口とし、作手地区につきましてはB & G海洋センターを窓口とします。

委員長

それでは、今説明をいただきました事に関し質問がありましたらお願いします。

委員

第4条の第3項に管理指導員とありますね。これは、どういう方がなられるか、予想されますか。責任の重い大変な仕事のように思えますが。

スポーツ課長

本当に、書いてあるとおり責任は重いです。現状、選ばれている方は、利用団体の代表者の方です。体育館等施設の鍵の開け閉め、をはじめ安全管理と指導が主な仕事になります。特に鍵の管理の周知徹底については、今一度、皆さんに念押しをする予定です。

委員長

第5条、終了時間は、午後10時とするとありますが、学校がある場所によって違っていいのではないかと思うのですが、例えば、住宅街にあるところは9時までにするとか。他のところを調べてみましたが、9時のところも10時のところもありますので、一律に10時とするのは如何なものでしょうか。

スポーツ課長

時間の調整ですが、昨年度の利用実績をみましても、終了時間も9時は少ないですが9時半のところもあります。一律にできる話ではないので、10時としておいて運用で9時半くらいまでに、片付けをしてもらうようお願いをしていこうと思います。新城小学校、千郷小学校、東郷西小学校など住宅に近いところに課題があり、利用団体も多くオーバーフローしていますので話をしていくのに時間がかかると思います。

「10時」は今の実施要綱と同じで、先に調整しておかないと規則の時間を変えることはできません。なんとか、ご了解をいただければと思います。

教育部長

住宅密集地に建っている体育館については、夜遅くまで活動をしていると、騒音等でご近所にご迷惑をおかけするというものもありますので、規則としては、一律に網をかぶせるかたちになりますが、それぞれの学校に運営委員会があって独立して運営をしていて、自分達で責任を持って活動してくださいというのが基本にあります。

自分達の活動が周辺に迷惑をかけていることが続くということであるならば、その

活動そのものが認知されなくなってしまうことも有り得るので、そのへんのところも、スポーツ開放の料金をいただくと見直しをしてきましたので、運営委員会にそのことも十分配慮して活動をしてくださいとお願いを教育委員会からするべきかと考えております。これで、ご理解をいただいてスタートしてみて、その後もクレームがあれば、そのへんの対応を見直していくのでどうでしょうかということです。

委員長

結構です。近隣住民は、毎日のことですが、利用する方は2週間に1回、1カ月に1回で、そのへんの認識のずれは有ると思います。

では、よろしくをお願いします。

他に如何でしょうか、無いようですので、第13号議案について採決をとりたいと思います。規則の制定について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成でございますのでよろしくをお願いします。

日程第3 議案

第14号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について

委員長

第14号議案、新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館運営審議会ですが、条例により定められておりまして、館の円滑な運営を図るということで、学識経験者の方にしてもらっています。その中で、運営上大切な組織となっております、博物館友の会がありまして、会長さんが委員の一人となっていていただきます。

今年の博物館友の会総会の折に、改選で会長さんが変わられました。その関係で、博物館運営審議会委員に平成22年度23年度の任期でなっていた会長さんが変わられたということで、任期途中ではありますが新たな会長さんになっていただきたいということでのお願いです。審議をお願いします。

名前は、丸山潤次郎さんです。新城市の野田にお住まいです。今年の役員選挙で会長さんに選ばれました。変更後は7名の委員さんで構成されます、よろしくおねがいします。

委員長

ありがとうございました。それではこの件に関しましてご質問がありましたらお願いします。

委員長

丸山さんは、前年度は委員の方ではなかったですね。

文化課参事

博物館友の会役員ではありましたが、今回、会長さんになられたということで、前の小椋さんと交代されたということです。

委員

このことには関係のない、委員名簿の杉山さんについてですが、他の方はどこどこの会長とか元教育長とか立場が良く分かるのですが、この方は、奥三河自然保護研究会の会長ですか。

文化課参事

メンバーです。会長ではないです。

委員

会員とかしたほうが、分り易いのではないですか。

委員長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。無いようですので、第14号議案について採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。(全員挙手)

全員挙手ですのでよろしくをお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(1) 山吉田地区新設小学校の学校名について

委員長

日程第4協議・報告事項(1)山吉田地区新設小学校の学校名について説明をお願いします。

教育総務課長

現在、平成25年4月の開校を目指しまして山吉田地区の新設小学校の建設が行われているところです。現在の山吉田小学校と黄柳野小学校が統合し、新たな小学校を作るということで建設を進めているものです。新たな小学校を設置するという事で新しい学校の名称が必要となります。その名称につきましては、地元の新設小学校の準備委員会で平成22年に各地域の方々に学校名の募集を行いまして、最終的にこの3案が、今年の4月25日に新城市と新城市教育委員会に提出されました。そうしたことによって新城市と新城市教育委員会に提出しましたということで、地元の全戸に配布されております、「新設小学校準備会だより」第5号によりまして地域の方々にも周知をされたということです。その後、一部の地域の方から学校名について、疑問があるというような声を伺いまして、再度準備会さんの方に、地域の方々の総意ということで市が受けておりますので、その周知確認等をお願いしますということで、これまで時間がかかりました。その結果、地域の方々も、一部に懸念を示されている方がおみえになるようですけれども、これは、大多数の方が3案で了解を得たというご報告をいただいておりますので、今回、定例教育委員会議に出しました。3つの案についてのご意見をいただければと思います。

学校名につきましては、最終的には、新城市学校設置条例がありまして、その中の

変更というかたちで議会に提出して議会の議決を経て最終決定をみることになっていますが、平成25年4月の開校ですので、学校名が決まりますと、それに合わせた校章などの準備もありますので、事務局としましては、今年度中の3月定例議会には提案ができればと考えております。最終的には市長が決定しますが、それに伴いまして皆様方のご意見をいただければと提案をさせていただいております。

委員長

ありがとうございました。それでは、この件につきましてご意見をお願い申し上げます。

委員

この校名を検討するにあたって、約束事と言いますか、例えば、今までの校名は使わないだとか前提はあるのですか。

教育部長

この3案につきましては、地元組織されております、新設小学校の建設準備会が学区民からアンケートを取って出て来た名前を協議して最終的に、この3案に絞ってきたという状況です。

私どもがお聞きをしているのは、現在の山吉田小学校、黄柳野小学校という名前を基本的に使わないというスタンスでこの準備会の組織は臨んできたようです。なぜ、使わないかということなのですが、両校の合併につきましては、合併前から両校の地元でいろんな議論が噴出したように聞いております。山吉田小学校と黄柳野小学校を比較しますと、山吉田小学校のほうが子どもの数が多くて規模が大きい、それと学区の人口も山吉田小学校区のほうが多く、黄柳野小学校からすると、吸収されてしまうという感覚というか認識があってそれはだめだということで、あくまでも対等のかたちで小学校の再編をしていただきたい、その結果の一つの現れとして、両校を廃止して新しく学校を作るという選択が一つ出ました。それは、校名についても同様であって、例えば、山吉田小学校という大きな学校の名前を使うと認識として吸収されたという認識が黄柳野小学校の学区の皆さんに強くあります。そういう事で、山吉田と黄柳野という現校名を外したかたちで、新たな学校を作るのであるのだから学校名も新たなものにしていきたいという意向が強く現れて、準備会の中ではそういった結論に達して、選ばれたのがこの3案であるというかたちです。

先程、教育総務課長が説明させてもらいましたように、学区民のみなさん全員の賛同を得てというかたちではなく、やはり「現在の校名になぜならないのだ」というご意見の方もみえるということは、お聞きはしております。そんな状況です。

委員

大勢の中ですので、様々な意見が出るのは当然だし、そんなことをいっておってはどうにもならないということで、3つの案に絞られてきたと思います。私達は判断するときに、この3案で判断するのか、その後の意見があるからもう一回検討し直してほしいと、返すことができるのか、今、この3案以外に意見があるとされた理由。これ以外の論議もしてほしいという事を言っているのか、そのへんはどうですか。

教育部長

私どもが、地元の人から色々お聞きして受け止めている感触は、それぞれ学区を代表する方を選んで組織されている準備会の決定は、学区民の総意であると受け止めざるをえない。ただ、実際のところはそうではない意見がまだあるということが、耳に入ってきています。

色々学校名だけに限らず、もっと前の段階でどうも準備会の活動そのものに不満があるというような方がおみえのようです。そういった方から学校名についても不満の意見が出てきている。と受け止めております。

委員さんが言われましたように、教育委員会として学校名を協議するときはどういったスタンスにたてばいいのかということになってきます。

本来的には、準備会が地区の代表者で組織されているという事ですので、そこで協議されたものは、十分尊重しなければいけない。そこで準備会から報告があがってきましたので、それを基本に考えていくしかないと思います。報告が提出されたのが4月25日でそれからだいぶ時が経ってしまっているのですが、地元で実質的・実態的に総意でないというような声が見うけられたのもう一度準備会に、地元にしっかり説明をされましたかと問いかけをして、3案にきましたと各戸配布しただけという事だったので、学区民の方を集めて、直に説明をしたほうがいいのではないですかと話をし、9月24日に準備会が説明会を開催しまして、学区民の方に説明をされたという経緯をたどってきました。その後も、不満がちょこちょこ聞こえてはきましたが、先に進めず、これ以上待てず今回提案させてもらいました。委員さんが言われましたように、もう一度準備会に再検討してくださいと返しても、準備会は受け取らないという状況にきております。

委員

と言うことは、逆に言うと、この3案で結論を出しても問題はないという認識でいいですか。

教育部長

そこら辺が、押さえ切れない部分があります。

委員

それなら、結論を出そうとすると他のいろんな意見があるという事で、結論を下しようがないです。校名にいろんな意見がある。だから協議をしてここまでまとめてきて結論を出せと言ってきたのなら解りますが、この3案で結論を出したらまずいというような、提案がぐらぐらしたような提案に乗って結論をだすとその結論もぐらぐらしたような結論で、また、不満が噴出するというようなことになります。

教育部長

しっかり、この3案の中でどれか選んでいただくというようなところまで押さえ切れれば一番良かったわけですが、そこまで到達することができなかったということで、今回、この会議に協議事項としてあげさせてもらいましたが、委員の皆さんのお知恵をお借りしたいという部分も半分ございます。

委員

今まで長い年月を掛けて議論をして来た最終段階で出てきた。それでも、なんとなくまとまんような所にあるから、何かいい知恵はないかというような提案だと思うのですが、要するに、3案に絞って議論をするのか、プラスアルファの議論も許されるのかということです。

教育部長

先程も申しあげましたように、現在の学校の校名は、今まで経緯からみて、まず取り入れない、それ以外でこの3案があがってきましたが、反対意見としては、現在の「山吉田」を捨てがたいという方々が反対だという意見です。今地元では「3案」と「山吉田」がぶつかり合っている状況です。

反対を表明している方がどのくらいみえるのか、掌握が出来ない状況にありますが、現に、教育委員会に顔を出されて一言いわれていかれた方もみえました。実態はその人だけかもしれないですが、そういった状況です。

地元の方に聞いてはいるのですが、一部の人だという方もいるし、そうでは無いという方もいるし、なかなか実態が掴みきれないということもあります。

委員

どうも良く解りませんが、「山吉田」「黄柳野」は使わないというルールできて、この3案が出たのに、なんとか「山吉田」を復活させよと言っているわけですね。その意見に我々が乗るわけですか。

教育部長

「山吉田」という意見に乗ることはできないと思います。教育委員会が乗ったら準備会そのものが、今まで、学校名に限らず、新しい学校をどんなふうにしていこうかとやって来たものが崩れる恐れがあります。

委員

当然のことながら、長年いろんな討議をしてきて出たこの結論を教育委員会としては尊重し、その他のいろんな意見を言う人はどこまでもいると思います。「山吉田」を生かせば、黄柳野の人は「黄柳野」はどうなるともと元に戻ってしまいます。

そこは、決断を下すという事で、この3案で教育委員会において一定の見解を出せというなら、それしか判断のしようがないです。正式な結論はこれしかないわけですから。部長さんが言われたのはそういう意見の人もいるというだけで、ちゃんとした委員会の結論はこれですから、それに則って我々が判断する以外は、他の意見が何で出て来るのかという事になります。

教育部長

反対意見があるということは、最終的には設置者である市長が決めるわけでありませけれども、教育委員会としての考え方と言いますか方向性を議論してかためる必要があります。それをもって教育委員会は市長に教育委員会会議ではこういった議論がなされましたということを添えて最終決定を市長にさせていただくというような段取りになります。

同時に、3案に反対の声をあげてみえる方も現におみえですので、決定をしたら、なぜそうなのか、しっかり説明をする責任は設置者側にあるということで、そのへんも踏まえてご議論をいただければと思います。

委員

説明責任は絶対やらなければいけないと思います。

率直に言うと先ほどの研修会でも、それぞれに意見があって決まりません。統一した意見は今のところ探りだせません。

教育部長

それは、3案の中のどれにしようかということですか。

委員

はい。

どれにしても、問題が出てきそうだということです。それは、委員長から簡単に説明してください。

委員長

先程の研修会で、一人ひとりが推される名前となぜそれを推されるのか話しました。話はまだ途中ですがいろいろな意見があって一つにはならなかったです。

今、この場でお考えをいただくのも一つの手かと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

教育長

この場で、意見として出てこないと、説明責任は果たせないと思います。皆さんそれぞれ自分の考えと意見を聞いてそれに対するご意見を言っていた方がいいと思います。

委員長

それでは、再度ではございますが、ご自分が推される一案に理由を付けてお述べいただきたいと思います。

委員さんからよろしいでしょうか。

委員

「鳳来南」というのは、新城市が合併した時に地区名に鳳来を付けるかどうかを決めるときに地区の多くの方々が「鳳来」を付けない方がいいとしています。「鳳来」を付けずに新「城市何々」とする方がいいと。作手の場合は「新城市作手何々」となっています。それと、「鳳来」というと「鳳来東小学校」「鳳来西小学校」があり呼応するとありますが、この「鳳来東小学校」「鳳来西小学校」が果たしてどこまで存続できるかということもあり、再配置となれば当然校名も変わってきます。そういうことを考えますと、「呼応する」という論には当てはまらない。という事で「鳳来」という名前を付けることは、地域の人から反発があるのではないかと思います。

「黄柳川」については、非常に両地域に共通してながれている川だと聞いております。これは、川の名で校名ではないけれども校名に近いものを感じさせるものがある。

私は、「山吹」がいいと提案します。山吹には、いろんな伝説があるということで、

山吉田の「山」と黄柳野の「黄」に通じ、それから、花言葉は「気品」「崇高」ということもあります。そういう意味で地区名にこだわらない今までの校名にこだわらない、ということからいえば、一番客観性があって、山吹の輝かしい色は、子ども達が勉強するのにふさわしい、そういう色に通ずることから私は「山吹」を推薦します。

委員長

ありがとうございました。それでは委員お願いします。

委員

今の、委員の話とだいぶダブりますが、「鳳来南」という校名ですが、山吉田は、もともと八名郡山吉田村ということで、昭和30年頃の町村合併で鳳来町になったのですが、「鳳来」という名に、山吉田の人達は、それほど愛着を持っているのかなあ、持っていないのではないかと感じます。それから、鳳来西とか鳳来東という名前がいつまで残るか、海老とか連谷とか鳳来寺の小学校が一つになって鳳来北とか鳳来北部という名になるかどうか分からない、その中で鳳来何々と言う名が果たしていいのかなあという気がします。

「山吹」も、取りとめの無い訳の分からない名前で私は賛成しない。

「黄柳川」は、何々川小学校という校名は所どころに在ることは在ります。

黄柳野も山吉田ですが、新設校ができる地域へ流れておる、山吉田の母なる川といえるかどうか解りませんが、貫いている川なので、この名前を採って黄柳川小学校なら、両小学校区の理解が得られるのではないかと思います。

私は、「黄柳川」を推したいと思います。

委員長

ありがとうございました。それでは委員さんお願いします。

委員

地元の事情は、良く分かりませんが、3つから一つ選べという事であれば、私の感覚と趣味で「黄柳川」。理由はないです。

というのは、その中でどれか一つを選べということであれば、音のイントネーションと黄柳川がシンボリックであるということで、黄柳川小学校が言いやすく覚えやすいと思います。

方角に関しては、市町村合併で方角が付いている名前は、北名古屋市とか西東京市で味気ない感じがするので、方角よりは、そこにある川とか物だとか、地名のほうがよいと思いますので、「黄柳川」を推します。

委員長

ありがとうございました。それでは委員さんお願いします。

委員

どれを聞いていても、良かったり悪かったりで、私は、最初は鳳来南がいいと思って来たのですが、実際、鳳来出身の方が良く思っていないということを知って、実は、ショックだったのです。鳳来がとっても好きだったものですから。

「山吹」はどうかと言うと、名前的には「山吉田」を希望している人が多いという

ところから来ると、一番無難なのではないかと思います。

個人的には、散り易い花とか、伝説がちょっとかわいそうな話であんまりいい感じはしません。

「黄柳川」というと山吉田の人が反感を買うとおもうので、自分の感覚抜きにすれば、無難なところだと「山吹」になってしまうかと思います。

委員

私は、結論を申しますと一人も支持してない「鳳来南」です。なぜかと言うと、合併で地区名を決めたとき「鳳来」をとったことを逆手に取りまして、だからこそ学校名には付けていただきたいという思いです。

それからもう一つ、過去に統合された学校名が、鳳来西、鳳来東であるということで、将来どうなるかわかりませんが、今の段階としては、それに呼応して整合性があるのではないかと考えております。

住民の方はあまり「鳳来」に愛着がないかもしれませんが、よそから見ますと鳳来という名前のすばらしさを感じておりますので、その名前を残すことができたらずばらしいと感じておりますので、「鳳来南」を推します。

委員

まず、「鳳来南」についてですが、合併前の鳳来においては、確かに「鳳来南」でいいのですが、山吉田地区の新設校は、合併した新新城市の第1号の学校であります。第1号の学校であるとするならば、過ぎ去った時代を振り返って校名を付けるよりも、未来を見て校名を付けるほうが、やはり子ども達にとっても、気持ちの上で、「さあ私たちの学校は新城市の第1号の学校なんだ」という意味合いで張り合いが持てるのではないかと思います。

ちなみに「鳳来南小学校」とするならば、昭和30年代の合併によって鳳来町という行政区になった時に、その位置が南にあったから「鳳来南」であって、行政区が変れば位置も変わります。行政区は、時代、歴史とともに変わっていきます。鳳来町の前の山吉田村だったら、鳳来南小学校なんて名前はつけずに、山吉田小学校になっていたと思います。

となると、やはり、未来の地域を担う、あるいは、日本を担う子ども達を育てるという意味合いで、名前がその時その時の権力や、行政区によって変るような名前を付けるよりも、やはり悠久の地名あるいは自然、そういったものにちなんで付けたほうが、おらが村の永久に続く愛される名前としての意味があるのではないかと思います。

だから、例えば、これが「新城東小学校」ということであるならば、新市としてふさわしいのだけれども、今さら「鳳来」を冠することは、やはり消去されるのではないかと思います。

それから、山吹小学校は、山吹の花のすばらしい黄色の濃い鮮やかな色彩は心を打つし、それから「山春黄」という和名があるということも事実で、もしそうであるならば、山が吹く「山吹」でなくて「山春黄」と書いて「やまぶき」と読ませれば、これで「やまぶき」と読むのかと、要するに名前としてのインパクトはあると思います。

しかし、黄柳野の地元に山吹姫の悲劇伝説があるといったようなこと、それから、山吹の花は、すぐに散ってしまうといったようなこと、あるいは、太田道灌の「花は咲けども」の歌の解釈の中で「実が一つもない」といった、あまりいい解釈でない解釈もある。このようにプラスマイナスの両評価のある花であるということを考えると、いいところだけをとって付けるのもいいけれども、そうでない部分もあるということ、きちっと見て行く必要があると思います。

そうした意見からすると、「黄柳川」というのは地名だし、永久に変わらない名前であるということであれば、3つのなかでは、ふさわしい名前になるわけです。「山吉田」と「黄柳野」を繋ぐそういう橋渡しの川である。そして悠久に留まることの無い水の流れがある。それは、両地区民の今後のふれあい、交流をシンボリックに象徴するものである。というような考え方をすれば、「黄柳川」がこの3つの中では、ふさわしい名称ではないかと考えます。

委員長

ありがとうございました。

ということで、3、2、1と意見が分かれています。意見がこれだけ分かれるということですので、これは、継続審議としますか、それとも今日なんらかの方向性がいきますか。

教育部長

先程、課長が言いましたように、学校名を決めてその後、校章だとか校歌、校旗は学校の名前が決まらないことには、先に進まないというものがありますので、出来得れば早いうちに決めたいと、年明けの3月の議会に出していければ、25年4月の段階でなんとか間に合わせることはできるのではないかと思います。

校名の議論は、今日が最初の議論であり、意見が分かれていますので、今日1日で結論を出してしまうのもどうかと思いますので、継続審議にさせていただいて、次回の12月の時に再度議論させていただいて、一つに決まらなくてもよろしいかと思います。教育委員会として、いろんな考え方、視点から議論を加えていただいて、そういった意見を持って、市長のところにあげていくということです。

委員長

それでは、この問題は12月にもう一度継続審議ということにします。

委員

一つ付け加えます。もし「黄柳川」にとするならば、「黄柳川」に対する黄柳野地区の住民、山吉田地区の住民の愛着度ここが一番問題だと思います。子どもや地区の住民が日ごろから親しむ川であればいいけれども、そうでなければ、じゃあなんだ。ただ流れているだけの川であるということであれば、あまり意味が無くなる。ここらへんが判断のポイントになります。

委員

良く知らないですが、水質は良くないじゃあないかな。黄柳川で採れるアユは食えんなんて言う人もいますし。誰か知っている人はいますか。川で遊んでいる子もあまり

見ないし、愛着があるのかないのか。地元でも良くわかりません。

委員

「清き流れの黄柳川が」という言葉が当てはまるか、あてはまらんかということ。

委員

そういう質問で言えば、先程の山吹の花の時に、非常に悲しい伝説があると、それを地区の人達はマイナスの方を取っているのか、それをプラスというかそういう人がいて、その人はすばらしい人で地区としてシンボリックになっているか、そのへんがどういうふうに評価されているか、わざわざここにあって来たということは、ある程度評価されているのではないかと捉えました。それでなければ、ここにあってこないとおもいます。

委員

山吹姫伝説も山吉田全体には広がっていないような気がします。黄柳野の地区の人が言っていることであって。

委員

学芸会でもやっていると書いてありますが。

聞いていただいたように意見は分かれているのですが、12月にやってもそれぞれの考えは一緒だと思います。一つにまとめていくのが、教育員会の見解としてこういう意見もありこういう意見もあるというふうで、市長に打診して、それではだめだ、一つにまとめてくださいということであれば、また検討するけれども、しても結局はお互いにどこかで妥協点を見出すしかないと思います。それを12月までにそれが可能なかどうか、今のままでは、お互いの域をまだ出していない、ああなるほどそれならいいというところまでお互いに行っていないのではないかと思います。それをこれからどう詰めていったらいいのか。

これだけの名前を絞りだすのに、アンケートを取ったり、いろんな意見で絞り込んできた意見3つで決まらないので、教育委員会にお願いしますとあがってきたものをそう簡単にこれがいいじゃないですかと言っても、どれを出しても見解としてはこういう見解でとして、最終的には住民が決めるべきではないかと思います。どれに決めても不満のある方は、教育委員会が言ったのでそうなったと責任をなすりつけてくると思います。

委員長

例えば、住民投票にした場合は、人数が多い山吉田系になりますね、新設小学校の準備委員会の中で、投票して決めていただいても、住民の方を応援する力はないのですか。

教育部長

どういうことでしょう。

委員長

例えば、新設小学校準備委員会に10人委員さんがいるとして、その方達が3つの中で投票して結論を出した場合、反対している住民の方達を説得できるだけの力が準

備委員会にあるかどうかです。

教育部長

既に、3案を出した段階で、現校名「山吉田」を使うか使わないかで、問題が起きているものですから、その辺につきましては、現校名の「山吉田」とか「黄柳野」を外すということを地区の方には、9月24日の会合を持った時に、はっきり言われていますので、そのところは一つ超えております。ただ、そうは言っても、それで納得していただければいいのですが、そこまではいってないものですから、今後、地区の住民の方に3案の内からどれか決めていただくようなことは、まずできないと思います。

よくいっても、準備会までというかたちになります。ただ、準備会も相当苦勞してこの3案に絞られてきたという事で3案を教育委員会にあげてきたということですので、準備委員会にもう一度戻してどれか一つにと言ったとき、準備会が決め得るかどうかは、何ともわかりません。

教育長

碧南市が、新設の学校を作った時に、名前を「翼小学校」としました。その時の、設立の小学校の名前の決定の過程がどうだったか、手続き上の参考になると思います。「翼」は、「山吹」と一緒に何か象徴を現すという意味合いです。

委員長

「山吹」の「吹」という字の別の字は何かないですか。

委員

ここにあります。「春黄」と書きます。読める人は、まずいませんね。

委員さん、地元でもう一回、今、皆さんの意見を聞いて反論なり賛成論なりをお願いします。

委員

3案の中で絞って、もう一回、教育委員会では、こういうふうにし合ったが、と準備会に持って行って解決してしまうのか。山吉田全体をまとめる組織は無く、区長会があるが、地区会はくしゃくしゃだし、どこかで、教育委員会でこれにしたいので決めてしまうのは心配です。一回、地元の意向を確認したいです。「これでいいかという」ことをしたい気持ちがあります。その相手が、この準備会なのか、区長会なのか、

教育部長

正式なかたちで、打診することができるかできないか、考えないといけないですが、打診をする場合に、その先は準備会しか無いです。この3案が準備会で決められ絞られてきたものですから、相手は準備会。

委員

準備会に持って行って、教育委員会としては、「これにしたが」どうだと地元の意見を聞きたいと思います。

委員

「これにしたが」というのが無いです。

委員

準備会はどれがいいのですか。3案の票はあるはずですよ。

教育部長

設置者は市ですので、市に下駄を預けたかたちになっておりますので、優劣はないというかたちになります。

委員

設置者がたとえ市であっても、地元にある小学校の名前なので、地元の意向は大事な話です。ただ、設置者側は、それをすべて把握できるかどうかは、難しい話です。となると、地元でちゃんと、意向を持ってよしとなる名前にしないと、誰に持っていても文句がでるのではないですか。

委員

学校名は、学校を表す第一義のものなので、地域住民に愛され続けるそういうものであってほしいと思います。上から押し付けるものでは無いほうがいいと思います。

そこらでどうだろうということで、したがいまして教育委員会の指示でつけるというより、教育委員会の意見を添えてどうですかと持っていくほうがいいと思います。

委員

地元がどういうふうか、受け止めるか、反応するか、わかりませんが、でも本来あるべき、筋で押ししていけばいいと思います。つまり、教育委員会に投げられて、教育委員会でも論議して、結論はそれぞれ良い悪いという意見もあって、結局は、住民の意見をもう一回聞くべきだというような結論になったので、もう一回、意見を聞かせてもらいたいとか、そういう事を、何回か繰り返して、まず住民の方が住民に向ってきちっと最終的結論が出たときに言えるくらいのもを持たないと、その準備委員の中で、この3案の中で生き残っていたのではないので、教育委員会で迷っているように、準備会でも迷っていたと思います。

だけど、教育委員会は、違った角度で検討させてもらったものですから、それをもう一度、公式か非公式か別として話を持ちかけていって、率直に腹を割ってところで話合いを進めると。

やっぱり、先程、教育長が言ったように、新しく新設される学校ですので、過去に拘らず、一定の地域の人々が怒ったり悲しんだりすることの無いような、選択の仕方そういう観点から、させてもらったということも含めて、話合いをしてもらって、もう一回教育委員会でやってもらえないか、と言うふうに住民の方から出てくれば、また、再検討させてもらうということで、お互いの認識が深まるうえでも、もう一度やったほうがいいのではないかと思います。

委員長

今の、委員の意見についていかがでしょう。

委員

この3案以外の他の名前は捨てたほうがいいと思います。何をやるにしても。

委員

それをするると混乱してしまうので。

委員

これ以外は無しということですよ。

委員

やっぱり、こちらで絞らないと準備会は困りますね。この3案にお願いしますといっているのに、返すと最初からやり直さなければならぬ大変な負担を負わせるので、この中で決めてもらって、一度返しますけど、そちらで調整してくださいという、こちらでも3案でいいと思いますと枠を付けていったほうが、いいと思います。

委員

結論を出すためにも、もう一回住民の人達の意見を、例えば「黄柳川」に対して、どういうふうな感情をもっているのか、委員は、意見を言われたけれども、誰でもそうですが、必ずしも地域の全体を把握しているとは思えないところがあるので、準備委員会で、そういう疑問が出ていたけれども、そういうところはどうでしょうかとか、悲劇の伝説が否定的に捉えられているのか、ある意味では逆に捉えているのか、質問が出ているのです。そういったことを聞きながら、順番に詰めていくと、3対2で決まったので、教育委員会の結論が出たという決め方ではいけないと思います。

委員長

今、委員から提案がありましたように、一度、ここでの議論を戻していただいて、お話を準備委員会にさせていただきまして、そして再度それに対する、御返答をいただいたらいかがでしょうか。

教育部長

再度、準備会に戻すのも、いろいろ教育委員会議の中でも、協議はしているけれども、選定理由の中に無いことでここから汲み取れない部分でこういった、疑問があるといったことで、もう一度、地元の意見をお聞きしたいので、この点についてどうでしょうか、教えてください。というようなことで、地元に戻します。先程の、3対2対1とかは、一切言わずにします。

もう一度、各委員さん方の言われたことで、この資料の中では分からない部分をまとめますが、すべて分からない、地元の意向を聞きたいということは、ただいま、ご発言をいただきました中に、すべて入っているということによろしいでしょうか。

他にあればよろしく申し上げます。

教育長

もっと具体的に、選定理由の表があるけれども、同じ表の中で教育委員会意見という欄で、意見を並べて、資料を提供するのですか。

教育部長

気を付けないといけないので、この選定理由からは読み取れないことで、再度、地元の意向、意見を聞きたいという部分のみであれば、問題はないと思います。

「山吹」とか「鳳来」とかそういったことをあまり、出さない方がいいと思います。

教育長

まとめて、それぞれの教育委員さんに持回りで、意見を書いてもらってそれを集約し、それを持っていくという段取りですね。

委員長

すみませんがよろしくお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(2) 教科用図書採択地区の見直し希望の扱いについて

委員長

日程第4、協議・報告事項(2)教科用図書採択地区の見直し希望の扱いについて説明をお願いします。

学校教育課長

8月の教育委員会議の折に教科書採択の採択地区の見直しの意向調査についてのご意見をいただきました。今年、中学校の採択をしたわけですが、今後、調査研究員を選出するのに、適切に選任できない教科が想定されますので、採択地区を広い範囲で行うことを希望するというので、回答しますがよろしいでしょうかとご意見をいただき、そのまま、県教委に報告をしました。

今後につきましては、採択そのものは1年ごとに行い、次の大きな改訂は、小学校は3年後、中学校が4年後になります。今回、中学校の採択をしていただいたわけですが、小学校については、前回採択したものを承認するようなかたちで採択してまいりました。

例えば、地区の見直しを来年度行うとすると、その範囲によっては、新城市が採択したものとは違う地区と一緒にすることも想定されるわけです。そうすると、また、改めて全部のものをやるという事になると、新城ももちろんですが、加わったところも問題になります。

今後のことですが、現在使用しているものは、平成26年度まで小学校は使用します。中学校は、平成24年度から平成27年度まで使用することになっております。そこで、一番想定されるのが、小学校の平成27年度版を採択する平成26年度ですが、その折に改めて、必要ならば、採択地区を見直すなら見直しをしてもらう、継続するなら継続するというかたちにしたいと思います。

取扱いについては、もし、それを御了解いただければ、北設楽の事務協議会にこの旨、新城市の意向を申しあげて、向こうも同意がいただければ、報告としては、新城設楽地区教科用図書採択協議会として、回答しなければなりませんので、今、川口委員長さんに協議会長をしてもらっていますので、改めて協議会を開くのではなくて、ここの教育委員会、北設楽の事務協議会の会議をもって、その回答として県に報告していきたいと思いますが、如何でしょうか。

委員長

ありがとうございました。

今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

委員

今、沖縄で問題になっていますね。方針としては、教科書採択は、市町村教委へ、さらには学校ごとにとという方向に行く感じです。

これは、逆にするのですね。

学校教育課長

今、たまたま、八重山でトラップっていますが、法律が変わるのではないので、今の法律に縛られていくと、新城設楽地区は、ある教科にとっては、調査員が選定できないということになってくると、採択の委員さん達の負担もかなり増えますし、今、委員さん逆といわれましたが、研究員が確保できる規模の中で採択をしていきたいと思っています。

委員

国とか文科省が考えている方向とは逆のことになっていると思います。国とか文科省は、大きくしないで、市町村教委、最終的には学校ごとにとという方向でいっていると思います。

やっぱり、それは、いいようで良くないと思います。先程、学校教育課長さんが言われたように、スケールメリットというか、ある程度人を集めて多くの人の知恵でやった方が、ものごと間違いが少なくなると思うので、大きく広げることに私は賛成です。

委員長

他にご意見ありますでしょうか。

委員

問題ないと思います。

学校教育課長

ありがとうございます。

委員長

調べてみたのですが、採択地区は、その地区内で同一の教科書を使用することが、適当と考えられる地域であり、教育委員会が、自然的・経済的・文化的条件を考慮して決定すること、となっております。1地区は、平均してだいたい3つの市または郡から構成されているとありますので、こちらからは、広くしても問題はないと考えます。

教育長

やはり、豊川流域は一つの文化圏を構成していますので、上流地域と下流地域の人口流動があるものですから、教科書が違っているよりも同じほうが、子どもや保護者にとってもいいと思います。とりあえずは、大改訂までは、今の採択区域でいって、大改定の1年前からは、広域で行えたらという見解を新城市の教育委員会議が持って、もし北設の事務局が同じ考えを持ったら、この考えを併せてもって、東三の協議会に新城はこういう考えですよと言って、向こうが受け入れてくれたら次からは広域になるということになっていきます。

委員長

では、そのように進めてまいります。では、よろしく申し上げます。

日程第4 協議・報告事項

- (3) 12月補正予算「新城地域文化広場受変電設備改修工事費の繰越明許費」について

委員長

日程第4、協議・報告事項(3)12月補正予算「新城地域文化広場受変電設備改修工事費の繰越明許費」について説明をお願いします。

文化課長

12月補正予算に計上します補正予算について報告します。

今年度、予定しております地域文化広場受変電設備の改修工事ですが、受変電設備の機器の製作に時間を要すると見込まれまして、年度内に完了しない可能性がありますので、繰越明許費としまして翌年度への予算繰越の承認を議会にお願いする予定です。金額につきましては、9月補正で承認をいただきました金額です。工事費、工事監理委託料を合わせまして、5,291万9千円です。

委員長

ありがとうございました。質問させてもらってよろしいでしょうか。

受変電設備というのは、何でしょうか。

文化課長

電気を受けて、あそこは高圧電気設備ですので、機器によって高圧の部分低圧の部分と色々大きな機械、小さな機械と出力が違うので、それを切り替えてその機器にもっていきます。そういう装置です。

委員長

それを受変電設備というのですか。

文化課長

そうです。24年間、一度も変えてないものですから、不具合がそこらじゅうでちょこちょこ出ていて、ごまかしながら修理しておったのですが、電気保安協会から危ないですよとされているものですから、おもいきって計上しました。

委員長

ありがとうございました。質問がございましたらお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

日程第4 協議・報告事項

- (4) 12月議会案「新城市生涯学習センターちさと館の指定管理者の指定」について

- (5) 12月議会案「新城市青年の家の指定管理者の指定」について

委員長

日程第4、協議・報告事項（4）12月議会案「新城市生涯学習センターちさと館の指定管理者の指定」についてと（5）12月議会案「新城市青年の家の指定管理者の指定」について続けて説明をお願いします。

生涯学習課長

ちさと館の指定管理者の指定につきましては、先月の教育委員会議の中で部長から説明がありましたが、資料が整いましたので今回再度挙げさせていただきました。

生涯学習センターちさと館の運営につきましては、しんしろ施設管理センターを指定管理者としておりますが、この指定が平成24年3月31日をもって満了となります。これにより、平成25年3月31日までの1年間をにつき、再度、しんしろ施設管理センターを任意指定として指定したく、12月議会に上程を予定しているものです。

新城市青年の家の指定につきましても同じように、新城施設管理センターを指定管理者としており同様に、再度1年間について、指定をしたいと上程を予定しています。

委員長

それでは、（4）（5）について質問がございましたらお願いします。

委員

年間の指定管理者の現状の経費はどのくらいか分かりますか。

生涯学習課長

手元に資料を持ち合わせておりません。

委員

またで、いいです。

委員長

では、よろしいでしょうか。承認ということで皆さんよろしいでしょうか。

それではよろしくお願いします。

日程第4 協議・報告事項

（6）12月議会案「新城地域文化広場の指定管理者の指定」について

委員長

日程第4、協議・報告事項（6）12月議会案「新城地域文化広場の指定管理者の指定」について説明をお願いします。

文化課長

これも、生涯学習課と同じですが、地域文化広場の指定管理者は、新城施設管理センターにお願いしています。こちらの指定も、来年の3月31日に満了となりますので、議会の承認をお願いするということです。指定管理者につきましては、再度、新城施設管理センターを任意指定し、期間については、来年の4月1日から1年間ということをお願いする予定です。

指定管理料につきましては、約1億円です。

委員

それは文化広場のみですか。

文化課長

文化広場のみです。

委員長

それでは、(6)についてよろしいでしょうか。

それでは、そのようによろしく申し上げます。

日程第4 協議・報告事項

(7) 12月議会案「新城市桜淵いこいの広場の指定管理者の指定」について

委員長

日程第4、協議・報告事項(7)12月議会案「新城市桜淵いこいの広場の指定管理者の指定」について説明をお願いします。

スポーツ課長

これも、前に出ました生涯学習課、文化課と同様です。桜淵いこいの広場の指定管理者の指定につきましては、18年度から始っておりまして、今年度末で2期目が終了します。

来年度につきましては、1年間、これまでと同様にしんしろ施設管理センターを任意指定するものとしたため、12月定例会に議案として上程していく予定です。

委員長

ありがとうございました、質問はありますでしょうか。

それでは、ご同意いただけますでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。

教育部長

(4)から(7)の指定管理者の指定につきましては、前回、説明をさせていただきましたが、今まで、新城施設管理センターに最初から決めてしまっただけで指定をしてきました。今、議会で指定管理者の指定に関しては、もう少し競争性を持たせるという意味で、公募で募るべきではないかという議論が出ておりまして、市長と色々協議をして、基本的には公募であるべきだ、ただ、今までずっと任意指定をしてきたものですから、いきなり公募となりますとしっかり業務仕様の見直しをかけて、いくらからいが適切なのか、再積算をしなければならない、これは、文化会館始め大きな施設ですので、かなりの時間を要します。このため、1年間だけ、従来どおりの任意指定をさせていただきたいという議案がこれです。

この辺につきましては、12月の議会でいろんな議論が出てくると思われまして。この1年間、任意指定でという議案が12月定例市議会ですんなり通るとは思われなないので、そのへんをご承知おきいただきたいと思います。

議案として何とかこの1年間を認めていただくよう進めますが、そんな事情がございますのでよろしく申し上げます。

委員

検討はしていただくという事ですね。

教育部長

してまいります。そうしないと来年4月から困ってしまいますので、

委員

一つは、指定管理者でいいのかどうかということもありますが、それを法人化するの
かしないのかという問題もあります。公募した場合も含めて、今の管理団体と応募し
てくるので競争相手がいます。そうすると、例えば、安価なところに全部落ちた。落
ちたのは良くてコストも下がったがのだけれども、維持管理をするのがなかなかうまく
いかないという場合もありますし、例えば、身近なところでは、蒲郡ではNPOが
していたりするケースがあるので、ここをちょっと考えるのには、相当な気概が要る
ような気がします。

教育部長

指定管理者を公募で募る場合には、委員さんが言われたように通常の工事の建設価
というかたちで入札行為をして一番安い札を入れたところが落札というような、単純
なものではなくて、プロポーザル方式と言いまして、その会社では「こんな管理運
営をしていきますよ」とプレゼンテーションをしていただきます。と同時に、当然お
金の部分もありますが、お金だけではなくて他の部分も、評価項目に加えましてト
ータルの決める予定でありますので、必ずしも一番安い提示をしたところが落とす
ということではございません。安かろう悪かろうでは、ダメな話でありましてその辺は、
しっかり見させてもらいます。

委員

当然のこととして、指定管理の評価がどうしてもついて回らないと、いくらで請け
負って終わりという世界では否めないというか、そこは誰がいいのか、本当に市民が
やるのか、その辺は、悩ましいところなんです、議論するのに時間がかかると思
います。

教育部長

現に、他の部署の施設でやっております。当然、市の職員も選定委員会のメンバ
ーにもなりますし、市の職員だけではなくて、一般の市民の方を交えたかたちで組織を
していろんな、視点、切り口で評価をさせていただくというかたちです。

委員長

ありがとうございました。それでは次に移ります。

日程第4 協議・報告事項

(8) 平成24年成人式について

委員長

それでは、日程第4、協議・報告事項(8)平成24年成人式について説明をお
願いします。

生涯学習課長

成人式の前に、先程の指定管理料の報告をさせていただきます。まず、ちさと館ですが、一階部分の西部公民館について指定管理をお願いしており、約 800 万が指定管理料になっております。新城青年の家につきましては、1,200 万円の指定管理料になっております。以上でよろしでしょうか。

委員

はい。

生涯学習課長

それでは、平成 24 年の成人式について、ご報告させていただきます。

開催日時ですが、年明けの 1 月 8 日の日曜日、午後 1 時半から開始します。会場は、文化会館、大ホールです。

今回も新成人の方、各中学校区 2 名ずつ出ていただきまして、代表者会ということで、企画に携わっていただいております。

今回の新成人の対象者ですが、平成 3 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた方です。対象者数は、1 1 月 1 日現在で、住民登録されている方が 495 名、学校等で市外に出られている方で、今現在、参加申し込みを受けている方が 23 名で、計 518 名になります。今回の記念品ですが、昨年を引き続きまして、「袱紗（ふくさ）」を新成人の方が選ばれております。

日程ですが、12 時 45 分から受付を開始しまして、式典の前に記念行事としてスライドの上映を行います。それから、新成人を祝うアトラクションとして、新城ゴスペルクワイヤー「ヘブンリーキングダム」をお願いしています。式典は午後 2 時からで、流れは例年どおりでございます。開式を委員長さんをお願いします。それから、閉式を職務代理者さんをお願いします。その後、新成人「夢を語る」ということでマイクパフォーマンスを行います。

委員長

新成人を祝う新城ゴスペルクワイヤー「ヘブンリーキングダム」は、どなたが推薦されたのですか。

生涯学習課長

内容は、すべて新成人の代表者会で決めていただいております。

委員長

それでは、このように進めていただいてよろしいでしょうか。

それでは、よろしく申し上げます。

日程第 4 協議・報告事項

(9) その他

委員長

日程第 4、協議・報告事項 (9) その他について説明をお願いします。

教育部長

1 1 月の臨時議会の報告をさせていただきたいと思っております。1 1 月は臨時議会が 2

再開されますが、1回目が18日の金曜日に開かれております。市長サイドからの提案議案として、教育委員会関連が2つありました。1つは、山吉田地区新設小学校の工事請負契約の変更が発生しまして、それを10月の初旬に市長が専決処分いたしまして、工事を進めているわけですが、その報告をさせていただきました。2名の議員さんからの質疑がありまして、なぜ、専決処分をしなければならなかったのかとか、200万円強の増額の変更契約をしましたが、その積算の根拠等の質疑がありました。それから、もう1点は、補正予算を計上いたしまして、その中に本年度と来年度の2カ年の継続費予算が計上されている、山吉田地区の新設小学校の建設工事において、プールとグラウンド等の外構工事も含まれておりましたが、24年度に発注をかける工事になってまいりましたので、継続費の中に含ませる必要がないということで、継続費予算から落としたというような補正予算を組んでおります。

それから、18日の臨時議会におきましては、議長、副議長、常任委員会の委員長、副委員長、の選任がそれぞれ行われました。もう1点、議会選出の監査委員の選任が行われました。

もう1つ、30日に行われます。これは、人事院勧告が行われまして、市の職員の給与条例の一部改正が行われますのでその臨時議会が開催されます。

12月定例市議会ですが、21日が議会の招集告示、会期は12月2日から16日までの会期の予定です。

最後に、今月の29日に、臨時の教育委員会議をしていただきまして、委員長さんと職務代理者の方の選任をお願いします。それに先立ちまして、川口委員さんの辞令交付が行われます。

委員長

他にございませんでしょうか。

新城小学校の体育館建設の検討委員会が11月にあると聞いたのですが、その日程はどうでしょうか。

教育総務課長

前回の教育委員会議の時に、回答をしましたが、設計が遅れておりまして、市側で一度検討をしてそれから会合を持ちたいと思いますので、前回、11月中と申し上げましたが、12月にはいってしまいますので、予定が決まりましたら、区長さん等と日程調整をして決めさせていただきます。

委員長

では、そのように伝えます。

もう1つ、要望として桜淵線のところですが、拡巾、歩道設置の要望があったと思うのですが、そのことについて説明をお願いします。

教育部長

18日に、新城幼稚園のPTA会長さんがおみえになりましてご要望をいただき、教育長と私が対応をさせていただきました。それから、21日に、市長に同様の要望書を提出されたと聞いております。その後、どのように処理をしたか聞いておりません

が、市道の関係ですので、土木課の方へ回っていったと思います。

委員長

分かりました。よろしくお願いします。

今日、皆さんに、今年为学校訪問の感想を聞く予定でしたが、時間も過ぎてきましたので次回にさせていただきます。

11月19日に、生涯学習支援大学に出席しまして、「家庭のゆくえ」という題でも良かったです。大勢の人にPRできないものかと思いました。

教育総務課長

来年度の学校の行事予定を組む関係で、来年度の定例教育委員会議をいれます。基本的に、第4木曜日ということでよろしいでしょうか。

委員長

皆さんどうでしょうか。

では、そのようにお願いします。

次に、来月の定例教育委員会議ですが、12月22日、木曜日、午後4時から開催しますのでよろしくお願いします。

長時間に渡りありがとうございました。

以上で11月の定例教育委員会議を終了いたします。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記